【啓発プレート掲示にあたっての注意事項】

- ✔ 掲示場所は、個人の住宅、マンション、店舗等の敷地内といった個人または団体が責任を持って管理できる場所に掲示してください。
- ✔ 公道沿いのガードレールや水路等の転落防止柵、電柱等の道路構造物については、各々の管理者の許可等が必要となるため掲示はしないでください。ただし、適切な掲示場所が見つけられず、やむを得ず掲示したい場合などについては、下記の問合せ先までご連絡ください。
- ✔ 掲示物が簡単に風などで飛ばされるなどしないよう十分に固定し、定期的に外れかかっていないか確認してください。

問合せ先： 尼崎市役所
マナー向上推進担当
電　　話： 06-6489-6581
F　A　X： 06-6489-6686